

『社会福祉法人 梅の里 平成27年度事業計画』

I. 社会福祉法人梅の里事業計画

平成27年度においては、次の基本方針に基づき計画を策定し、着実な成果の達成につとめます。

- (1) 梅の里設立30周年に向けて、煉瓦棟の耐震強化、改修工事に着手し、地域福祉貢献の拠点施設として整備します。
- (2) 利用者の特性に配慮した福祉サービスの提供と、利用者の尊厳と権利の擁護に対しては具体的に目標を設定して取り組みます。
- (3) 利用者の芸術活動を推進するとともに、日中作業の成果として工賃支給を行います。
- (4) キャリアパス制度と階層別研修を導入し、初級職員、中堅職員、チームリーダー、管理職員及びエキスパート、スキルリーダーの各職務階層に要求される研修及び訓練につとめます。
- (5) 快適な職場環境の実現のため、職員配置基準の確実遵守のため多様な採用活動、待遇改善、有給休暇の取得率向上、勤務時間短縮、ノー残業デーの実施に取り組みます。

II. 各部門の事業計画

1. 生活部

1) 障害者支援施設 あいの家

(1) 日課プログラムの提供

個々人の生活スタイルの確立と、ニーズに応じたリズムに留意して支援します。特に運動や散歩を取り入れて安定的に提供できるようにつとめます。

(2) 利用者の健康管理

予防的視点から個々の利用者の状況に応じて健康への気づきができるようにつとめます。具体的には、嘱託医との健康相談を活用して、感染症予防に積極的な対策につとめます。

(3) 職員等の研修・訓練

ケーススタディーに関するグループミーティングを毎月実施します。
応急手当の訓練を全職員が受講できるようにします。

(4) 利用者帰省時の取り組み

保護者と利用者の生活状況を共有して帰省に伴う負担の軽減と帰省できない利用者に対しては、外出プログラムによる日中生活の取り組みにつとめます。

(5) 運営・支援マニュアルの整備

事業運営及び利用者支援に必要なマニュアルの整備を昨年度に引き続き進めます。

2. 日中部

1) デイサービス あいの家 生活介護

(1) 個別支援計画に基づく支援

支援のスタート、ゴールを意識して個別支援計画を作成し、その実践については定期的に評価を行います。特に、食事、介護サービスや訓練、余暇活動、生産活動の機会を通じて、健康で安定した生活が送れるようにつとめます。

(2) サービス等利用計画との連携

利用者の具体的なニーズに応じて、他事業の利用や他事業所の利用状況も視野に入れて包括的な支援に取り組みます。

(3) 煉瓦棟の改修工事に向けて、より充実した日中作業を提供するための具体的な計画（作業目的、作業環境の改善、等）に取り組みます。

2) デイサービス あいの家 短期入所

(1) 煉瓦棟の耐震強化、改修工事に伴う安全確保

短期入所棟の改修工事に向けた利用者の安全確保に留意した計画の具体化に取り組みます。

(2) 短期入所利用者への支援

行動特性から受け入れ困難とされる利用者にも、安心して短期入所事業が利

用できるような支援力の向上につとめます。

(3) 有期限・有目的支援事業への取り組み

地域生活・在宅支援をしている方に短期入所サービスの提供と、それらを支えるためにケアマネジメントの視点をもった包括的な支援に取り組みます。

3) ケアホーム あいの家

(1) ケアホーム入居者のニーズを取り入れて、地域との交流や社会貢献も視野に入れた休日プログラムを提供し、生活ステージのスキルアップにつとめます。

(2) 食事管理、軽運動プログラムをとおして、より健康に配慮した取り組みにつとめます。

(3) 職員間の確実な業務の引き継ぎ・連携、ミーティングやケース検討会議を設定し、支援技術の向上につとめます。

3. 推進部

1) 発達障害者支援センター

平成27年度も基本的には、発達障害者支援法の規定及び茨城県との委託契約の内容（茨城県発達障害者支援センター運営事業実施要項）に沿って実施します。

具体的には、①発達障害者及びその保護者等に対する相談支援、②発達障害者及びその保護者等に対する発達支援、③発達障害者に対する就労支援、④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修という4つの領域について事業を実施します。

また、発達障害の人が生活している地域で適切な支援が行われるように、関係機関との連携強化にさらにつとめ、地域での支援体制の充実をめざして地域で発達障害者を支援している機関（教育、福祉、就労）に対する機関コンサルテーションに力を入れていきます。

平成26年度に実施した各研修事業も引き続き行います。

2) 相談支援事業

(1) サービス等利用計画実施のための相談支援体制の充実につとめます。

(2) 利用者が地域の社会資源を有効に活用できるように、地域の社会資源と連携し、その橋渡し役となるようにつとめます。

- (3) 地域で生活する障害福祉サービス利用者のための計画相談支援を積極的に展開します。
- (4) 茨城町内外の事業所と連携し、地域のネットワーク化と自立支援協議会の運営に参加することを目標として地域福祉の向上への貢献につとめます。